

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４３条の３第１項及び愛媛県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例（平成１９年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第１５号）第２条第１項の規定により、平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの愛媛県後期高齢者医療広域連合の財政事情を、次のとおり公表します。

平成２２年 ７月１３日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村 時広

平成21年度 財政事情の公表

愛媛県後期高齢者医療広域連合

1 財政の動向及び財政方針

本広域連合は、75歳以上の高齢者を対象に平成20年4月1日から始まった後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営を図るために組織されたものであり、愛媛県内の全市町で構成される特別地方公共団体です。

平成21年度は後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の運営主体である本広域連合の適正かつ効率的な組織運営を行うとともに、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確化し、負担能力に応じて被保険者一人ひとりに公平に保険料を負担していただくことにより、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、円滑かつ安定的な制度運営に努めました。

平成21年度につきましては、広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計ともに黒字決算となっています。

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、平成24年度末で廃止することとされており、現在厚生労働大臣主宰による「高齢者医療制度改革会議」において、新たな高齢者医療制度の検討がなされています。平成22年度は引き続き、国の動向を注視しながら、新制度移行まで継続される現行制度の安定的かつ効率的な運営に努めます。

2 歳入歳出予算の執行の概況

平成21年度一般会計及び特別会計の歳入予算の収入状況及び歳出予算の執行状況は、次のとおりです。

【 一 般 会 計 】

(1) 歳 入

(単位：円)

款	予算額 A	決算額 B	収入比率 B/A	説 明
1 分担金及び負担金	517,082,000	517,081,950	100.0%	市町共通経費負担金
2 繰越金	76,336,000	76,335,055	100.0%	前年度繰越金
3 諸収入	301,000	533,467	177.2%	預金利子外
4 財産収入	1,000,000	1,106,273	110.6%	臨時特例基金運用利子
合 計	594,719,000	595,056,745	100.1%	

(2) 歳 出

(単位：円)

款	予算額 A	決算額 B	執行率 B/A	説 明
1 議会費	1,131,000	573,297	50.7%	広域連合議会開催に要する経費
2 総務費	592,588,000	468,434,568	79.0%	広域連合の組織運営に要する経費
3 予備費	1,000,000	0	0.0%	
合 計	594,719,000	469,007,865	78.9%	

【 後期高齢者医療特別会計 】

(1) 歳 入

(単位：円)

款	予算額 A	決算額 B	収入比率 B/A	説 明
1 市町支出金	27,632,015,000	26,936,490,302	97.5%	保険料等納付金
2 国庫支出金	58,158,332,000	57,050,013,999	98.1%	療養給付費負担金外
3 県支出金	13,915,411,000	13,224,499,169	95.0%	療養給付費負担金外
4 支払基金交付金	72,055,075,000	67,880,235,000	94.2%	後期高齢者支援金
5 特別高額医療費共同事業交付金	1,000	37,785,175	3,778,517.5%	特別高額医療費共同事業費交付金
6 繰入金	1,278,736,000	1,413,665,100	110.6%	基金繰入金
7 繰越金	2,757,939,000	2,757,939,068	100.0%	前年度繰越金
8 財政安定化基金借入金	1,000	0	0.0%	財政安定化基金借入金
9 諸収入	193,291,000	212,913,482	110.2%	雑入
合 計	175,990,801,000	169,513,541,295	96.3%	

(2) 歳 出

(単位：円)

款	予算額 A	決算額 B	執行率 B/A	説 明
1 総務費	403,451,000	301,507,473	74.7%	特別会計事務費
2 保険給付費	171,230,906,000	160,603,691,519	93.8%	療養給付費負担金外
3 県財政安定化基金拠出金	127,510,000	126,999,000	99.6%	県財政安定化基金拠出金
4 特別高額医療費共同事業拠出金	32,524,000	28,448,176	87.5%	特別高額医療費共同事業等拠出金

5 保健事業費	390,072,000	119,106,515	30.5%	健康診査委託料
6 公債費	21,000,000	0	0.0%	一時借入金利子
7 諸支出金	2,049,308,000	2,048,706,562	100.0%	保険料還付加算金
8 予備費	199,480,000	0	0.0%	
9 基金積立金	1,536,550,000	1,516,285,685	98.7%	臨時特例基金積立金
合 計	175,990,801,000	164,744,744,930	93.6%	

3 住民の負担の概況

住民 1 人当たりの保険料負担額（平成 22 年 3 月 31 日現在）

平成 22 年 3 月 31 日現在 被保険者数	保険料収入額	1 人当たり保険料負担額
201,991 人	10,052,179,284 円	49,765 円

* 上記保険料収入額については、保険料軽減分を除く

4 財産及び一時借入金の現在高

(1) 財産の現在高（平成 22 年 3 月 31 日現在）

区 分	現 在 高
公有財産	な し
物品（重要物品）	4 件
債 権	な し
基 金	1,684,647,506 円

(2) 一時借入金の現在高

平成 22 年 3 月 31 日現在で、一時借入金の借り入れはありません。

愛媛県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による財政事情の作成及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政事情の公表は、毎年10月及び翌年7月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政事情を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1月以内に期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の要領)

第3条 前条第1項の規定により、10月に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の概況
- (2) 住民の負担の概況
- (3) 財産及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により7月に公表する財政事情においては、4月1日から翌年3月31日までの1年間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、1年間の財政の状況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付しなければならない。

(公表の方法)

第4条 財政事情の公表は、愛媛県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の定めるところにより行う。

2 財政事情は、前項の規定によるほか、公表の日から6月間は、何人も広域連合長の指定した場所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情の作成及び公表の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。